

奈良県木材生産推進事業募集要項

制定 平成23年4月27日

改正 令和3年7月14日森生第260号

第1. 総則

奈良県木材生産推進事業実施要綱第5（事業地及び事業実施団体の選定）に係る事業計画の募集方法等については、この要項に定めるところによるものとする。

第2. 応募団体の要件

当該事業に応募できるものは、奈良県木材生産推進事業実施要綱第2（事業主体）によるものとする。

第3. 事業実施の要件

当該事業における事業実施の要件は、奈良県木材生産推進事業実施要綱第4（事業実施の要件）によるものとする。

第4. 補助の対象

当該事業における補助の対象は、奈良県木材生産推進事業実施要綱第7（補助の対象となる経費）によるものとする。

第5. 事業実施期間

当該事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から「奈良県木材生産推進事業実施協定書」に記載されている協定期間の終期までとする。ただし、やむを得ない理由により事業実施期間を延長する必要がある場合は、「奈良県木材生産推進事業実施協定書」の変更協定書を締結するものとする。

第6. 応募の期間等

応募の期間及び事業計画書の提出先については、当該年度の事業実施にあたり事業計画を募集する際に定めるものとする。

第7. 応募様式

当該事業の応募に際して提出する事業計画書は奈良県木材生産推進事業実施要領第1の様式1のとおりとする。

第8. 事業地及び事業実施団体の選定について

応募内容について、事業計画内容及び事業の実施体制等から確実に事業を実施できると見込める事業地を予算の範囲内において選定し、当該事業における事業地及び事業実施団体に決定する。併せて、その事業地を木材安定供給団地に位置づける。